

開催年月日 令和2年6月26日(金)
 質問者 日本共産党 宮川 潤 議員
 答弁者 保健福祉部次長 原田 朋弘
 地域医療推進局長 道場 満
 福祉局長 佐賀井 祐一
 総務課長 板垣 臣昭
 地域医療課長 竹澤 孝夫
 地域保健課参事 竹内 正人
 保護担当課長 森本 秀樹

| 質問内容 | 答弁内容 |
|--|---|
| <p>一 医療機関支援について</p> <p>(一) 「経営上の医療崩壊」についての認識 コロナ禍の元、医療崩壊が問題となってまいりましたが、日本医師会横倉会長は、今後「経営上の医療崩壊」がありうるとおっしゃっています。この点について、道の認識をまず伺います。</p> <p>(二) 具体的な支援内容について 多くの影響とのことですが、新型コロナウイルス感染患者を入院させた場合及び入院させるための病床を確保した場合の支援内容、そして、新型コロナウイルス感染患者を受入れていない場合の医療機関への支援内容をお示しください。</p> <p>(三) 新型コロナ感染患者を受入れた場合の医療機関への支援について 患者を受入れた場合、感染の疑いのある職員を自宅待機させ、診療体制を縮小することによって、収入減少します。クラスター発生の規模によって外来・入院とも縮小、その規模や期間が大きくなっていく場合があります。 現状の支援で十分なのか、具体的な検証をすべきではありませんか、伺います。</p> | <p>【地域保健課参事】 医療機関の経営環境についてであります。新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い医療機関では、一般診療の一部休止や不急の手術を延期するなど診療体制を見直すことで、感染症患者に対応してきたことから、収益確保にも多くの影響が出ているものと承知しております。 今後は、感染症が早期に収束しない可能性も考慮し、感染症との共存も見据えた中長期的な視点に立って、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療のみならず、通常時の医療との両立を確保していくことが必要と認識しております。</p> <p>【地域保健課参事】 医療機関への支援についてであります。新型コロナウイルス感染患者の受入医療機関では、既存の診療体制を見直すことで感染症患者に対応しており、不急の手術の延期や外来患者数の減少などにより、医療機関の収益確保にも影響がでていると承知しており、国では、現在、医療機関に対する支援といたしまして、診療報酬の特例的な対応を行っております。 また、道といたしましては、新型コロナウイルス感染症患者対応のため、重点医療機関として病床を整理した医療機関に対しては、患者の迅速な受け入れ体制の確保の観点から、患者を受け入れていない病床に対する空床確保として支援を行うとともに、医療機関や薬局等が実施する感染拡大防止対策への支援のほか、各圏域における医療機関の役割分担などについて協議を進め、医療提供体制の確保に万善を期してまいります。</p> <p>【地域保健課参事】 医療機関への支援についてであります。集団感染の発生した医療機関において、感染拡大防止の観点から、外来診療等一部の医療行為を休止した場合、地域の医療体制に大きな影響を及ぼすものと認識しております。 このため、道では、新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した医療機関に対し、代替医師や、看護職員の派遣を行う事業のほか、集団感染が確認された医療機関等に、国の専門家チームを派遣し、感染拡大の防止を図るなどの支援を行うこととしたところであります。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>(四) 新型コロナ患者を受け入れていない場合の患者減少に対する支援について 国にさらに要望するということがありますが、クラスターの起こる規模によって、どの程度の支援が必要かという現場の声をぜひ踏まえていただきたいと思います。</p> <p>新型コロナウイルス感染の患者を受け入れていない場合でも、感染を懸念して外来患者が減少しています。ほとんどの医療機関で収入が減少していることについての認識をお聞かせください。</p> <p>(指摘) 影響が出ているけれども、そういった医療機関への支援がないということが問題で、実態把握をさらに進めて国へ要望すべきであると指摘をさせていただきたいと思います。</p> <p>(五) 医療機関を守るための今後の取り組みについて 本道は、医療過疎地域も多く、医療機関を守るのは、他の都府県以上に重大な意味があると思っています。北海道こそ、医療機関を守るために、国に対して強く要望すべきだと考えますが、どのような要望をしてきたのか、今後はどう行動するのか伺います。</p> <p>(知事総括保留) 全国知事会を通じて要望しているということと、引き続き、様々な機会ということでもありますけれども、私は北海道の一つ一つの医療機関の役割ということに照らせば、そういった全国と横並びの要望と言うことでは足りないのではないかと思います。</p> <p>今の答弁では納得できないと思いますので、知事に直接伺いたいと思います。委員長の取り計らいをお願いいたします。</p> | <p>また、第3波以降に備え、集団感染が発生した施設には、道が中心となって保健所設置市や関係機関と連携して編成する広域支援チームを派遣し、機動的な感染拡大防止対策を講じるほか、国に対しましても、医療機関への財政支援の更なる充実を要望してまいります。</p> <p>【地域保健課参事】 医療機関の状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増大した4月中旬以降、道内の医療機関では、一般診療の一部休止や不急の手術を延期するなど、診療体制を見直すことなどにより、収益確保にも影響がでているものと認識しております。</p> <p>【地域保健課参事】 地域における医療機関の確保についてであります。道内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの医療機関で収益確保に影響が出ていることから、道では、全国知事会を通じて、国に対し、感染症患者を受け入れた医療機関に加え、経営が厳しい地域医療を担う多くの医療機関が次の感染に波に備えるためにも継続的な支援を行うよう要望しているところであります。</p> <p>道としては、引き続き、国に対し、様々な機会を通じ、医療機関への財政支援の更なる充実を要望するとともに、緊急包括支援交付金を活用しながら、医療機関に対する支援策を講じていく考えであります。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>二 地域保健体制について</p> <p>(一) 保健所及び衛生研究所の体制について 道立保健所はかつて45カ所あったものが26カ所に削減されてまいりました。そこで職員は何人から何人になりましたか。 職員削減によって勤務が過重になってはいませんか。時間外勤務についてどういう状況か伺います。</p> <p>(二) 保健所予算の推移について 昼夜を問わず勤勉に住民対応にあたっているとのことですが、それでは保健所の予算はどのように推移していますか。</p> <p>1億4千7百万から約8千4百万ということですね。半分とは言いませんけれども、それに近い削減になっているということですね。職員も大幅削減、予算も大幅に削減というのが現状だと思います。</p> <p>(三) 予算および体制強化について 予算及び体制の強化が補正予算で組まれていますけれども、人的体制強化を行いますか。</p> | <p>【総務課長】 道では、平成9年の地域保健法の全面施行に伴い、住民に身近で頻度の高い保健サービスは市町村が、専門的、広域的対応が必要なものは都道府県が担うという法の趣旨を踏まえ、平成10年に道立保健所を45ヶ所から26ヶ所に再編したところであり、こうした法改正に加え、中核市に保健所が設置されたことや、市町村への事務移譲、本庁への事務一元化、検査体制の見直しなどにより、効果的で効率的な組織の体制組織組織体制の編成を行い、道立保健所と衛生研究所の職員は平成10年と比較して、120名程度減少したところであります。</p> <p>道では、新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生した場合、所管保健所に対し、連絡調整にあたる事務職員を派遣し、その業務の多忙さも含め、現場の状況について直ちに把握するとともに、必要に応じ、医師、保健師等の応援職員を派遣し、支援を行っているところでございます。</p> <p>今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、帰国者・接触者相談センターにおける相談業務をはじめ、積極的疫学調査、濃厚接触者の健康観察など、多くの業務が保健所に集中する中、道といたしましては、道民の命と健康、くらしを守るため、昼夜を問わず懸命に住民対応に当たっている保健所職員を支えることが重要であると認識しており、今後とも、迅速かつ的確に保健所の状況を把握し、職員の負担軽減に向けた様々な支援を行ってまいりたいと考えてございます。</p> <p>【地域保健課参事】 保健所予算の推移についてであります。道立保健所の運営及び維持管理に要する経費は、平成17年は約1億4千7百万、平成22年は約1億7百万、平成27年は約9千8百万、令和2年度は、約8千4百万と推移しているところであります。</p> <p>【保健福祉部次長】 今後の体制についてでございますが、新型コロナウイルス感染症は、我が国がこれまで経験したことのない規模での対応が必要な新興感染症であり、十分な知見やノウハウがない厳しい情勢の中、保健所は、地域の感染症危機管理の拠点として、その最前線で、道民の命と健康、くらしを守るため、昼夜を問わず、懸命に住民対応に当たっているところでございます。</p> <p>道といたしましては、この対策の長期化も見据え</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|--|---|
| <p>(指摘) 体制強化に向けて、鋭意検討するというものであります。保健所の予算や人的体制の強化は、社会的要請であるという風に思います。必要性と緊急性について、十分認識されるように強く指摘しておきます。</p> <p>三 地域医療構想について</p> <p>(一) 公的医療機関の役割について 道内54の医療機関が、縮小・統廃合の対象として名指しされました。その多くの医療機関で「唐突だ」など驚きと怒りの声が上がっています。 住民や当該医療機関から納得できない声が大きく上がっているのではないですか。 コロナ禍の中、公的医療機関の役割が改めて評価されたものと考えておりますけれども、どのように認識されていますか。</p> <p>(二) 市町村からの意見書について 地域での公立・公的病院が十分に役割を果たしているということですが、そこを統廃合しようとしていることについては、多くの市町村議会から意見書が上がっているのではありませんか。どういう状況か伺います。</p> <p>公表を撤回することなどをはじめとして、非常に厳しい内容の意見書が多数上がっているということでもあります。</p> <p>(三) 地域医療構想調整会議について 地域医療構想調整会議についてでありますけれども、この調整会議の開催状況で、直近で開かれたのはいつか。最も長い期間開かれていないのは、いつから開かれていないのか、状況を伺います。</p> | <p>つつ、今後とも、公衆衛生行政の柱である公衆衛生医師はもとより、相談対応や積極的疫学調査等の感染症対策の中核を担う保健師など専門技術職員の人材確保に努めるとともに、職員の負担軽減の観点から、業務の一部委託化や、危機管理機能の強化に加え、これを支え補完する本庁や衛生研究所も含めた、本道の感染症危機管理体制の充実・強化に向け、鋭意検討を進めてまいる考えでございます。</p> <p>【地域医療課長】 公立・公的医療機関についてでございますが、昨年9月、国が、再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等を公表したことを受けまして、道では、北海道市長会や町村会などと意見交換を実施し、国の公表により、地域住民に不安を与え、医療現場に混乱をもたらすと懸念する声も伺ったところでございます。 道内の公立・公的医療機関は、日頃から、地域における救急医療や小児医療の提供など重要な役割を担っていただいている中で、今回、新型コロナウイルス感染症の発生に際しましては、各地で感染症患者に対応していただくなど、十分に役割を果たしていただいていると認識しております。</p> <p>【地域医療課長】 市町村議会からの意見書についてでございますが、再編・統合の必要性を再検証すべき医療機関の公表後、市議会議長会、町村議会議長会の確認によりますと、道内各地30を超える市町村議会において、地域の意向を尊重し、地域の実情を踏まえること、一方的な再編統合を行わないこと、公立・公的病院の維持・存続を図ること、今回の公表を撤回することなどの意見書を国に対し提出したと承知しております。</p> <p>【地域医療課長】 地域医療構想調整会議についてでございますが、21の構想区域に設置いたしました地域医療構想調整会議は、昨年度、部会の開催などを含めて102回開催され、地域の関係者により、地域の現状や課題の共有、今後の取組方針についての意見交換などを行ってきたところでございます。 新型コロナウイルス感染症の発生に伴いまして、</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|--|---|
| <p>(四) 地域医療構想の見直しについて 住民や医療機関から不満の声が上がり、市町村議会からも厳しい意見書が上がり、調整会議が開かれてないところもある。 地域の中核病院が果たしている役割について再評価したうえで、事実上停止している構想は見直しが必要ではないか伺います。</p> <p>再(四) 地域の実情を勘案するということではありますが、地域医療構想自体は感染症病床を対象としておりません。しかしこのたび、感染症病床の確保の重要性が改めて明らかになったと思います。その病床のあり方を含めて、各地域ごとに病床のあり方を十分議論する必要があるのではないかと伺います。</p> <p>(知事総括保留) 地域医療構想については、知事の判断を直接伺いたいと思います。委員長のお取り計らいをお願いします。</p> <p>四 社会福祉施設等の新型コロナ感染の影響及び対応について</p> <p>(一) 介護事業所について 1 通所介護利用者について 介護の問題についてであります。 すでに、報道もされていますけれども、道内の介護サービス団体でつくる調査では、道内の5割もの事業所が減収と訴え、デイサービスでは8割が減収と答えています。通所介護の利用者減について、どう把握していますか。</p> | <p>北網圏域では、昨年10月以降、開催が困難になっている状況でございますが、直近では、6月に3圏域で調整会議が開催されている状況でございます。</p> <p>【地域医療推進局長】 地域医療構想についてでございますが、国では、昨年公表した再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関に対しまして、本年秋頃までに構想実現に向けた具体的対応方針の見直しを要請しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況を勘案し、各地域における感染症への対応を最優先することとし、見直しの時期や進め方につきましては、改めて整理するとの考え方が示されたところでございます。 道といたしましては、国の議論・検証等の動きを注視しつつ、感染症対策を含め、圏域全体に必要な医療を確保するという視点に立って、引き続き、地域の実情を十分に勘案しながら、将来を見据えた効率的な医療提供体制を構築するため、地域医療構想の実現に向け取り組んでまいります。</p> <p>【地域医療推進局長】 地域医療構想についてでございますが、道内の公立・公的医療機関は、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に際しまして、各地域で感染症患者に対応していただくなど、重要な役割を果たしていただいていると認識しており、道といたしましては、感染症対策を含む地域医療の確保に向けた国の議論・検証等の動きを注視しつつ、圏域全体に必要な医療を確保するという視点に立って、引き続き、地域の実情を十分に勘案しながら、地域に必要とされる医療の確保に努めてまいります。</p> <p>【施設運営指導課長】 介護事業所の運営状況についてでございますが、道では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、通所介護事業所が休業することにより、利用者の方々や、そのご家族、さらには、当該事業所の運営にも大きな影響を及ぼしているものと認識しております。 このため、道では、その実情を把握するため、事業所の臨時休業の状況調査を定期的に行い、通所介護事業所では、3月中旬の26件から、直近の6月中旬の5件と概ね、感染状況に沿って減少傾向にあることを把握しているところでございます。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|--|
| <p>再－1 休業をしているところもあるということで、介護報酬の減少は著しいと思われます。 今年4月の道内の介護報酬の総額を把握して、そしてそれを分析する必要があると思いますけれども、いかがですか。</p> <p>2 介護現場の人手不足について 学校が一斉休校したという影響もあって、施設や事業所が一時閉鎖、あるいは感染を懸念して、退職する方などもいらしてさらに介護の現場の介護従事者が減っているのではないかと思います。出勤できないために現場が人手不足になると、こういう実態について把握して、対応策についてどのように考えておりますか、伺います。</p> <p>(二) 障がい者事業所について</p> <p>1 相談事業について 利用者、職員への対策をとっていくということですけども、事業所が開けられない場合に、電話で様子を聞くといったような相談事業によって、報酬を得ることが可能だと国から通知が出ています。この相談事業については、いくつの事業所が実施していますか。また、通知以外、道から周知はしていますか。</p> <p>2 作業所ではたらく障がいのある人の賃金の補償について コロナ禍において、下請け仕事が減少し、工賃の確保が難しくなっている。就労A型は雇用調整金が使えますけれども、B型では使えません。工賃を担保する観点から、優先調達のさらなる推進が必要と</p> | <p>【施設運営指導課長】 道内の介護報酬についてでございますが、国の「介護保険事業状況報告」におきまして、毎月、介護給付の状況を公表しているところであり、直近の令和2年4月報告では、2月実績のデータとなっております。道内で新型コロナウイルス感染症の拡大が見られました3月から5月のデータの公表は、9月以降と見込まれますが、この公表データ等を活用し、介護事業者への影響を把握してまいりたいと考えてございます。</p> <p>【施設運営指導課長】 介護事業所の運営についてでございますが、介護サービス事業所が提供する各種サービスは、利用者の方々やそのご家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を実施した上で、利用者お一人お一人に即した必要なサービスを提供されることが重要なものと認識しております。 このため、道では、国の通知により、事業者に対し、利用者の同意のもと、他の事業所において利用者を受け入れることが可能とされていることについて、周知を行ってきたところであり、さらに、今般、追加補正で提案した「社会福祉施設等感染症対策支援事業」におきまして、最大限の感染症対策を継続的に行うことにより、利用者はもとより、職員にとっても安全・安心な環境を整備するなど、総合的に対応してまいりたいと考えてございます。</p> <p>【施設運営指導課長】 障害福祉サービス事業所についてでございますが、国の通知では、障害福祉サービス事業所が、休業要請を受けた場合や、感染拡大の回避のため、やむを得ず休業が必要と市町村が判断する場合などで、利用者の居宅等において健康管理や相談支援など市町村が認めるできる限りの支援を提供した場合には、通常提供している福祉サービスと同等のサービスとして、報酬の対象とすることが可能とされているところでございます。 こうした中、訪問、通所、短期入所のサービス事業所の臨時休業に関し、道が行った調査では、3月下旬で95件、直近の6月調査では6件と概ね、感染状況に沿って、減少傾向にあり、各事業所では、利用者の生活の質の向上のため、必要なサービス提供の継続と感染拡大防止に向け、日々、取組を行っていることから、本取扱通知などについて、引き続き、事業所に対しまして、周知徹底を図るとともに、関係団体と連携のもと、道のホームページでも周知に努めているところでございます。</p> <p>【障がい者保健福祉課長】 優先調達の推進などについてでございますが、毎年、道の策定する調達方針に基づき、指定法人が、道・市町村・企業等が物品の調達を検討する際の相談窓口となり、授産事業所が提供可能な物品等の情報の収集や提供、マッチング支援の取組を引き続き行う</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>考えるが、いかがですか。</p> <p>また、工賃補償の制度化が必要と考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>在宅での就労支援を周知して、活用を広げるべきではありませんか。現状と今後の取り組みについて伺います。</p> <p>3 移動支援、同行援護、行動援護等での適用</p> <p>外出が減ったことによって、移動支援、同行援護、行動援護といった事業が縮小になって、そのために事業所では減収を余儀なくされています。事業所が閉鎖に追い込まれているところがあると考えますが、事業所存続のために、道としてどのような支援を行いますか。</p> <p>移動支援では、外出を自粛せざるを得ない状況において、居宅支援を行った場合には支援を実施したとみなされますが、同行援護、行動援護ではそれが適用されません。同様に適用するべきと考えますが、いかがですか。</p> <p>4 日額払いの問題について</p> <p>作業所への報酬の支払われ方なんですけれども、以前は月単位であったものが、通ってきた人の一日単位、日額払いの報酬支払い制度に変わりました。そのために大きく減収となったと。この度、作業所に行かれない方も多かったのと、減収となった事業所が非常に多かったです。</p> <p>緊急事態宣言を受けて臨時的な取扱いとして在宅支援が認められました。</p> <p>福祉サービスにおける1割の自己負担原則の利用契約、それから報酬の只今申し上げました日額払いの制度はぜひこの機会に見直しをして、障害のある人、あるいはそれを支える事業所、両者が安心して使えるサービスへと転換を図るように国に求めるべきではありませんか、伺います。</p> | <p>などして、授産事業所などからの物品等の優先的な調達を推進して行くとともに、授産事業所に対し工賃向上計画の作成・推進に関する研修の実施、経営コンサルタント等による事業改善や市場ニーズを踏まえた商品開発等に関するアドバイスを行い、授産事業所の収益力の向上を図ってまいります。さらに、道では、今年度新たに、障がい者の在宅就労支援に実績のある法人と連携し、テレワークの就職支援に取り組むほか、これまでの農福連携・水福連携などの成果も活用しながら、障がい特性に応じた多様な就労機会の確保に取り組んでまいります。</p> <p>【福祉局長】</p> <p>事業所への支援についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症により影響を受けました障害福祉サービス事業所につきましては、持続化給付金ですとか福祉医療機構によります無利子・無担保融資等の対象であることに加えまして、道では、新たにサービス利用休止中の利用者の方々への再開支援を働きかけます「介護サービス再開支援事業」を、本定例会の追加補正におきまして、提案させていただいているところでございまして、この事業の実施により、障害福祉サービスの継続的な提供について事業者の取組を支援してまいりたいと考えてございます。</p> <p>また、移動支援につきましては、実施主体であります市町村の判断によりまして、居宅等での支援につきましても、移動支援を実施したものと、同様に取扱いして差支えないものとされているところであります。さらには、同行援護や行動援護につきましても、利用者の方々お一人お一人の個別支援計画に定められました必要となる最低限の福祉サービスの提供を行った場合には、そのサービス提供が20分未満となった場合にあっても、30分未満の報酬算定が認められ、柔軟に取扱うことができるなど、道といたしましては、こうした数々の取扱いが、利用者の方々や事業者の方々にとしっかりと伝わりまして、地域における自立生活ですとか社会参加が促進されますよう、今後とも、その周知徹底に努めてまいります。</p> <p>【障がい者保健福祉課長】</p> <p>国への働きかけについてでございますが、通所系の障がい福祉サービス事業所においては、新型コロナウイルス感染症の感染をおそれて通所を控える利用者があるなど、減収となる事業所があるものと認識しております。</p> <p>このため、国では、通所を控えている在宅の利用者に対し、居宅等で出来る限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常の報酬の算定が可能とすることなど、柔軟な取扱いが示されたところでございます。</p> <p>道といたしましては、事業所に対し、引き続き、こうした取扱いについて周知の徹底を図るとともに、今後も本道の状況に応じた柔軟な措置が示されるよう、国へ要望してまいります。</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|---|
| <p>ぜひ、日額払いということについて、事業所の実態もあらためて受け止めていただきたいと思います。</p> <p>(三) 児童福祉事業所について</p> <p>1 放課後デイサービスについて</p> <p>次に児童福祉事業所についてでございますが、最初に放課後デイサービスについてであります。</p> <p>放課後デイサービスは、一斉休校があったために、影響を非常に大きく受けたと思いますけれども、どの程度受けたのか。あるいは、指導員が終日出勤しなくてはならないなど、体制を整えるということが大変だったところもあると伺っているところでもあります。</p> <p>また、密集、密接が避けられない環境下にあるため、防護用具の不足など課題もあると考えていますけれどもいかがですか。</p> <p>2 学童保育について</p> <p>学童保育でも利用者は増えましたけれども、職員の方は出勤できないという方も増えて、人手不足が非常に顕著になりました。どのように把握しているのか。また衛生用具の確保が大変だったという声も上がっています。こういった状況をどのように把握し、支援の強化にどのように取り組んでいくのかお伺いします。</p> <p>北海道学童保育連絡協議会からは、直接実情について話を伺ったということでもあります。今後ともそういう現場からの声をよく聞いて生かすようにしていただきたいというふうに思います。</p> <p>(四) 複数事業所がある場合について</p> <p>事業所でも、介護の事業所と、障がいの事業所と、それから児童福祉などですね、種別の違う事業所を一つの法人でいくつも持っているというところもあ</p> | <p>【障がい者支援担当局長】</p> <p>放課後等デイサービス事業についてでございますが、国の通知では、特別支援学校等の臨時休業に伴い、自宅などで一人で過ごすことが出来ない障がいのある子どもを放課後等デイサービス事業所において、受入れることとされているところでございます。</p> <p>このため、長時間受入れ可能な事業所に、利用希望者が殺到し、十分な支援などが行えないという事例が生じたことから、道においては、地域の事業所を分散利用し、可能な範囲で、定員内での利用調整が図られよう、振興局が中心となり、市町村や関係事業所との調整を行っているところでございます。</p> <p>また、感染防止の観点から、マスクや消毒液等の優先的な配布のほか、開所時間の延長等に伴う必要経費への助成などを行ってきたところであり、道としては、今後とも、これらの取り組みを通じ、障がいのある子どもが安心して地域で過ごせるよう、支援体制の確保に取り組んでまいりたいと考えてございます。</p> <p>【子ども子育て支援課長】</p> <p>放課後児童クラブについてでございますが、本年2月の道の緊急事態宣言以降、道内の放課後児童クラブでは、学校の一斉臨時休業により利用ニーズが高まる中、限られた人員のもと、開所時間を延長するなどして、子どもたちの受入に取り組んでいただいたところでございます。</p> <p>こうした取組みに伴う課題などにつきましては、放課後児童クラブを運営している事業者の方々の全道組織であります北海道学童保育連絡協議会から直接、事業所の実情についてお話を伺っておりまして、道といたしましては、マスクや消毒液などの優先配布や斡旋を行うとともに、衛生用品の購入費用や開所時間の延長に伴い必要となります人件費への助成にも取り組んできたところでございます。</p> <p>今後はこうした取組を継続し、第三波以降に備えつつ、今般、児童健全育成推進財団が作成いたしました、感染を避ける遊び方や施設の消毒などの具体的な手法を示した「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の周知を図るなどして、放課後児童クラブへの一層の支援に努めてまいります。</p> <p>【施設運営指導課長】</p> <p>社会福祉施設等感染症対策支援事業についてでございますが、今般の追加補正に提案している本事業は、国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|--|
| <p>ります。こういった場合、感染症対策支援というのは事業所ごとに、すべての事業所を対象としているのか、明らかにしてください。</p> <p>五 生活保護について</p> <p>(一) 保護申請の増加と迅速化について 次に生活保護について伺いたいと思います。 保護を必要とする方が非常に増えています。しかも、緊急に必要とするという人が増えており、国も、保護決定を迅速におこなうように指示しています。 保護申請が急増していると思いますけれども、その状況について、また、迅速に決定されているかということについて伺います。</p> <p>速やかに進められるように周知徹底したという点は大変結構なのですが、法定処理期間を超えたものが1件だけだったというふうにおっしゃいましたけど、私はそれが迅速かどうかという判断ではなくて、それは法定処理期間内に判断されるのは当たり前のことではないかと思うんですよ。 ですから、それは当然として、なおかつ迅速に進めるようにということですね、状況が掴み切れていないということかもしれませんけれども、なおそういう方向で進めていただきたいというふうにいるものであります。</p> <p>(二) 体制の強化と迅速化の周知について 保護申請が増えているので、殺到した窓口等考えられます。職員の体制、あるいは窓口の体制やケースワーカーの増員ということも必要になるのではないのでしょうか。 迅速に決定しているということですね、道民に周知するというのも必要だと思いますけれどもいかがか伺います。</p> | <p>交付金」をその財源として活用するものでございまして、その補助対象は、介護、障がい、児童などの全ての事業種別の事業所とすることとしており、道としては、本事業を事業所の皆様にご活用いただき、マスク、消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品購入などの感染防止対策に取り組み、福祉サービスが継続的に提供されるよう支援に努めるものでございます。</p> <p>【保護担当課長】 生活保護の申請についてでございますが、国の被保護者調査によりますと、本年4月の道内の保護申請は、1, 389件となっております、前月より41件減少したものの、前年より131件増加しているところでございます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保護の申請に当たりましては、資産等も含め、要否の判定に直接必要な情報のみを聴取する旨、国から通知がありましたことから、道では、可能な限り保護の決定等が速やかに進められるよう、各福祉事務所に周知・徹底したところであり、本年4月と5月における、道が設置する福祉事務所の処理状況を確認したところ、新型コロナウイルス感染症関連の申請で、法定処理期間である14日間を超えたものは1件のみであり、その理由が、申請後に本人との連絡がとれなかったものであったことから、迅速かつ適切に処理されているものと考えているところでございます。</p> <p>【福祉局長】 職員体制等についてでございますけれども、生活保護の現業員、いわゆるケースワーカーにつきましては、社会福祉法等関係法令の規定によりまして、都道府県が設置する福祉事務所にありましては、保護受給世帯65世帯につき1人、また、市が設置いたします福祉事務所にあつては、80世帯に1人との標準配置数が定められておりまして、これらに基づきまして、適切な保護の実施が進められているところでございます。 道といたしましては、この標準配置数を満たしておらず、保護の適正な運営に課題がある福祉事務所につきましては、これまでもケースワーカーの速や</p> |

| 質 問 内 容 | 答 弁 内 容 |
|---|--|
| <p>私が質問したのはですね、このコロナ禍の元で保護申請が殺到した場合の体制を充実しなければならぬですし、ケースワーカーの方も増員しなければならないという意味で質問したのですが、法律の基準を満たしていないので、満たすようにと、充足するように指導してまいると、言うことなのですが、法律の規定というのは平時の話だと思うのです。ですから、平時の基準を勿論充足していただくのですが、それを超えた対応が必要になるのではないかと、そういうことなんです。ですから、それはコロナと生活保護の実務との関係で決まることですが、法定基準を超えた対応も必要になるので、そういった場合には対応できますよと、いうふうに頑張っていたかと思っておりますし、今までと違って保護決定が迅速に行われているということで、保護のしおりを使って周知されることは結構なんです。しかし、それは平時の話であって、今は迅速な決定も行っていますよと、必要な人は活用出来ますよと、このような対応を是非行っていただきたいということを申し上げて質問を終わります。</p> | <p>かな充足について指導を行ってきているところでございます。今後とも、福祉事務所に対します事務監査等を通じまして、適切な保護の実施体制の確保について所要の指導を行いますとともに、保護が必要な方々に確実かつ円滑に保護が実施されますよう、民生委員や関係機関との連携はもとより、保護のしおりやホームページなども活用しながら、保護制度の周知を図るなどいたしまして、きめ細やかに取組を進めてまいりたいと考えてございます。</p> |